

## 前回の主なご意見

令和4年10月24日  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

## 第2回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム 一時保護の要件に関する主なご意見（未定稿）

### 【全体について】

- 起きる可能性のあるものは全て網羅できるような要件にしておかないと、裁判所での審査時に却下される可能性が生じるため、適切な要件とする必要がある。
- 在宅指導と並行した調査も可能であるものの、一時保護して調査することも可能、といったような事例も想定される。そうした事例について一時保護を認めるか否かという視点からも検討が必要。
- 改正法の33条4項において、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは一時保護しないという建て付けとなっている。これに照らすと、児童相談所の判断はかなり尊重されるものと思う。在宅指導と並行した調査が可能である場合も含め、明らかに一時保護が不要ということであれば、この要件で却下されるということにはならないのではないか。

### 【緊急保護について】

- 虐待のおそれがある場合には一時保護を実施していくことになるだろうが、今回の司法審査の導入に伴い、「おそれ」を証明する疎明資料についてどの程度のものが求められるのか、整理が必要。
- 虐待のおそれの認定について解説等で整理する必要があるかもしれないが、子どもの保護を図る観点からすれば、厳しい要件として見るのではなくて、児童相談所の判断をかなり尊重していく形になるのではないか。
- 警察からの身柄付き通告はすごく増えている。これについて、事実要件なのか必要要件なのか議論が必要。
- 警察からの身柄付き通告について、本来児童相談所長が判断すべきようなことまで警察の判断を鵜呑みにするとといった誤解を与えないよう留意が必要。

## 第2回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム 一時保護の要件に関する主なご意見（未定稿）

### 【アセスメント保護について】

- 特定妊婦から出産された乳児、新生児について、養育実績がない状況で保護するということもある。そうしたケースについて、アセスメント保護として認められるのかが重要な論点。
- 施設不適応の児童を保護するケースについて、児童の行動が自己や他者に危害を及ぼすものとして保護をするのか、あるいは、アセスメント保護として実施していくのか、整理が必要ではないか。
- 性的虐待が疑われる場合などは捜査機関の捜査状況との兼ね合いから、アセスメント保護により対応することが求められるのではないかと。そうした点も念頭にアセスメント保護を考える必要がある。
- アセスメント保護については、児童の情緒や行動上の問題が大きい場合にも実施されるものと考えている。そういったケースについても対応できるような要件にする必要があるのではないかと、要は子どもの情緒上の問題に関しての保護がこれでできるのかというのはちょっと疑問に思った。
- アセスメント保護についても、前提としてやはり具体的な事実関係があるはずであり、そういった点を極力具体的に要件として書いていくことが必要ではないか。

## 第2回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム 一時保護の要件に関する主なご意見（未定稿）

### 【その他】

- 児童自らが保護を求めた場合についても一時保護が可能というように位置づけるべきではないか。自ら保護してほしいと言った児童については、児童相談所としては基本的に一時保護するという姿勢なのではないか。
- 児童自らが一時保護を求めてきたときに対応ができるような規定を置く重要性というのは、理解できる、仮にそれを条文に書き込んでいくときに、児童がどれぐらいの年齢の子のものであれば尊重できるのかとか、児童の意思にそれだけの強い効果を認めることが妥当なのかといった点について留意が必要ではないか。
- 短期入所指導に関しては、多様な形が想定されるもの。発達に課題のある児童の特性を親権者に理解してもらうために行動観察とフィードバックをするといったものもある。こうしたものが引き続き実施できるような要件とする必要がある。
- バスケットクローズのような規定については、何かあったときのためにという発想自体は理解するが、そうしたものが機能する場面はないのではないか。具体的に考えられるものを明確に列挙することが必要ではないか。
- 漏れがあってはならないという観点からすると、何らかの意味でのバスケットクローズを設ける必要もあるのではないか。更に検討が必要。